

政策会議付議事案書 (令和3年11月15日)

提案課名 総合政策課 環境共生課 スポーツ推進課
 報告者名 岩渕 哲朗 谷 芳生 北村 栄 北口 慶太

事案名	羽根スポーツ広場（仮称）用地に関する土地利用方針について	資料 有
目的・必要性	<p>現在、組織横断的にゼロベースで将来土地利用の検討を進めている羽根スポーツ広場（仮称）用地について、総合計画基本構想をはじめ、表丹沢魅力づくり構想や地域からの要望等を踏まえ、「秦野らしさを生かした土地利用」への転換を図ることにより、表丹沢の魅力向上につなげ、森林観光都市としてのまちづくりに寄与することを目的とし、土地利用方針を定めるものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成14年12月 日東電工から寄付受納 平成15年5月 「羽根スポーツ広場（仮称）整備計画策定部会」を設置し、整備計画の検討を開始 平成29年1月 中日本高速道路から借用依頼書を受理 平成29年7月 中日本高速道路に残土仮置き場及び仮設プラント建設用地として貸付け(R5年3月まで) 令和2年度 羽根スポーツ広場（仮称）法面工予備設計委託業務を実施 令和3年度 表丹沢魅力づくり構想推進会議の下部組織として、「羽根スポーツ広場（仮称）用地活用検討部会」を設置し、4回の会議を開催 令和3年10月 表丹沢魅力づくり構想推進会議で土地利用方針を承認</p>	
決定等を要する事項	<p>羽根スポーツ広場（仮称）用地について、「森林資源の活用拠点を軸とした環境共生に資する土地利用」をコンセプトとした土地利用方針を決定すること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和4年度 土地利用方針に基づく構想の策定 令和5年度以降 構想に基づく土地利用の具現化 ※土地利用の転換を図ることに伴うスポーツ機能の充足等については、スポーツ施策全体の中で考え方を整理します。</p>	

羽根スポーツ広場（仮称）用地に関する土地利用方針 （案）

1 目的

スポーツ広場用地としての位置付けがある羽根スポーツ広場（仮称）用地について、総合計画基本構想をはじめ、表丹沢魅力づくり構想や地域からの要望等を踏まえ、次のコンセプトに基づき、「秦野らしさを生かした土地利用」への転換を図ることにより、表丹沢の魅力向上につなげ、森林観光都市としてのまちづくりに寄与することを目的とし、本方針を定める。

2 土地利用のコンセプト

「森林資源の活用拠点を軸とした環境共生に資する土地利用」

3 土地利用に当たっての留意事項

羽根スポーツ広場（仮称）用地の土地利用に当たっては、土地利用のコンセプトをもとに、次に掲げる事項を踏まえ、本市にとって最適な土地利用となるよう努める。

(1) カーボンニュートラル実現への貢献

2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」への挑戦を踏まえ、地域におけるエネルギー循環や地域循環共生圏の構築を見据えた近隣自治体との連携などにより、その実現に貢献する土地利用に努める。

(2) 民間活力の導入

地域経済の活性化を図るとともに、土地利用に係る本市の財政負担の緩和や、土地の合理的な高度利用を促進するため、公民連携手法など民間活力の積極的な導入に努める。

(3) 周辺施設との連携

新東名高速道路の開通に伴い、表丹沢エリアへのアクセス増加が期待されることから、表丹沢野外活動センターや里山ふれあいセンター等の周辺施設との連携を図り、相乗効果による誘客促進に努める。

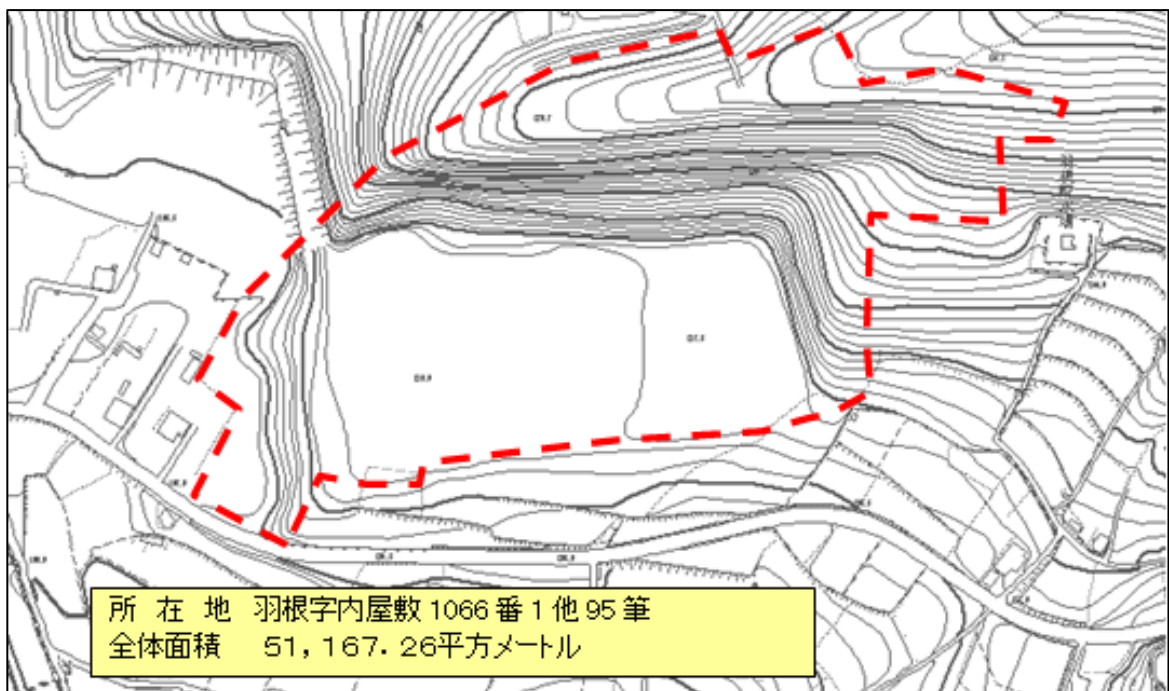
4 行政財産の今後の取扱い

羽根スポーツ広場（仮称）用地は、中日本高速道路株式会社への貸付期間内はスポーツ推進主管課が引き続き所管し、貸付期間満了をもって森林づくり主管課へ所管替えの手続きを行うものとする。

【位置図（表丹沢魅力づくり構想 資源マップから抜粋・加工）】



【概略区域図】



議題2

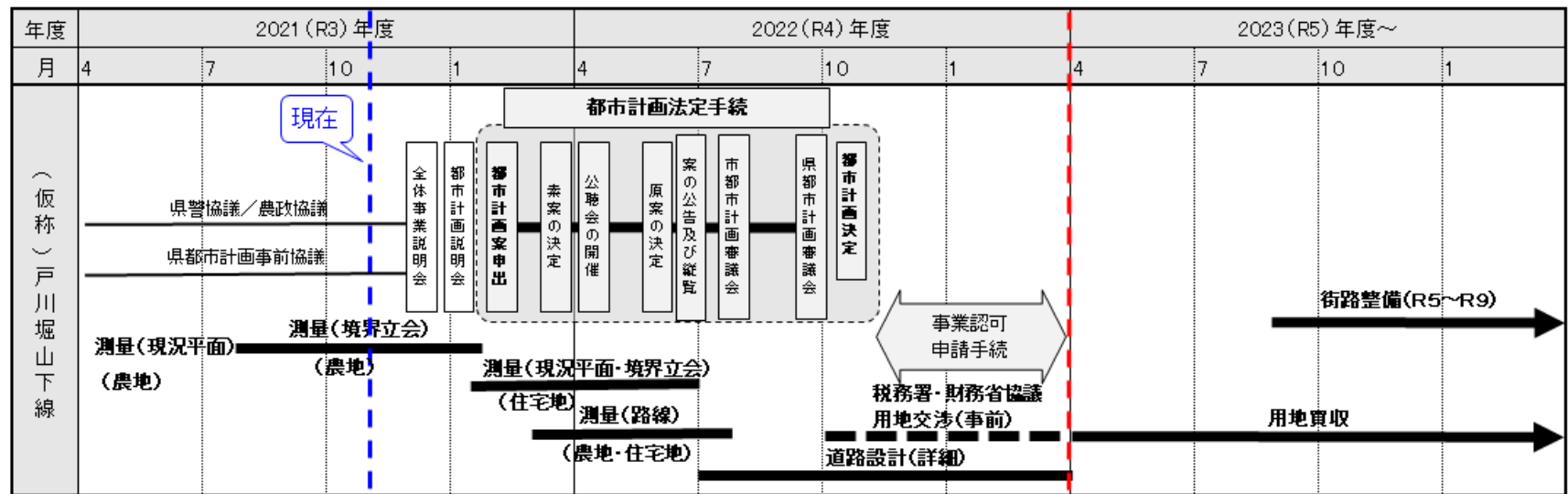
政策会議付議事案書 (令和3年11月15日)

提案課名 まちづくり計画課、道路整備課

報告者名 佐藤 靖浩、原 利春

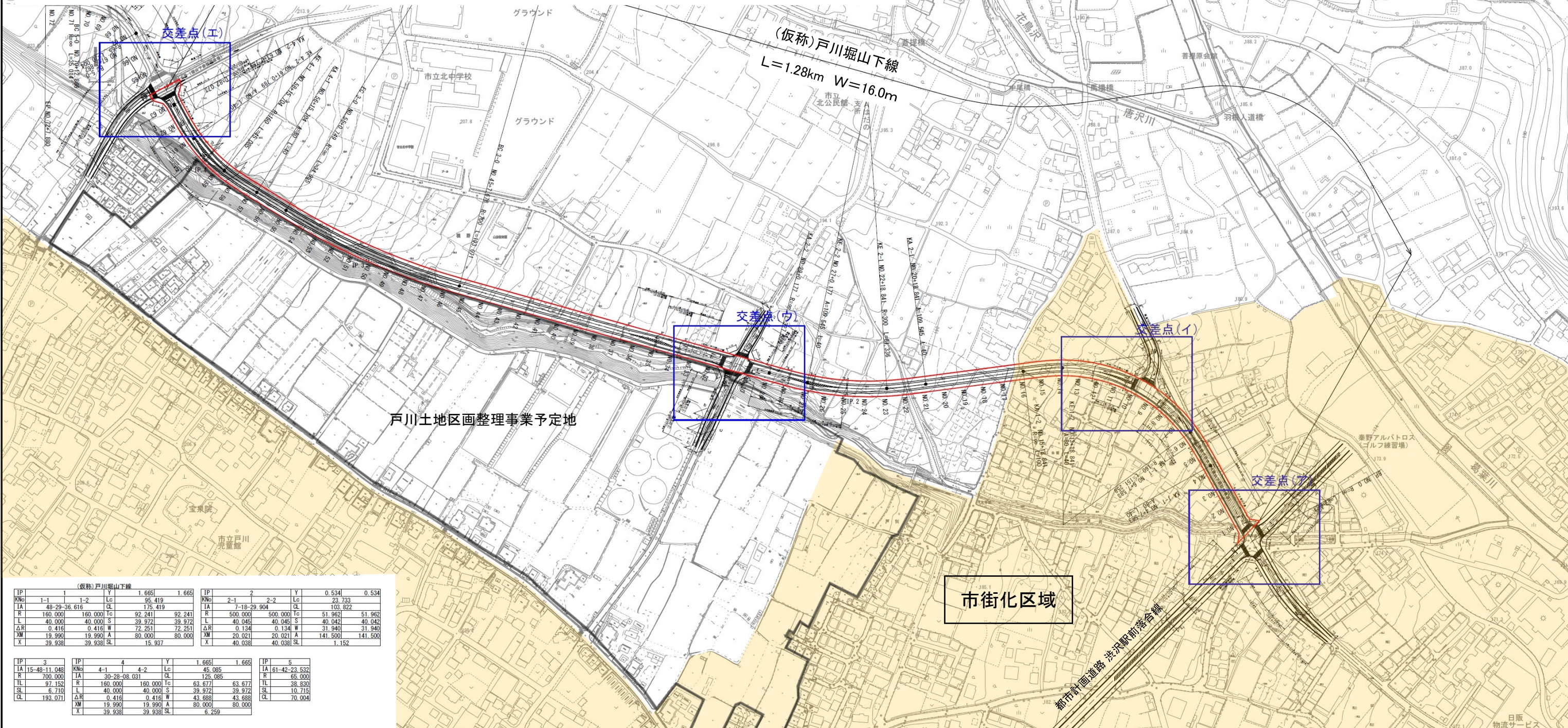
事案名	都市計画道路（仮称）戸川堀山下線のルートと事業予定地の取扱いについて	(有) 資料 無
目的・必要性	<p>新東名高速道路秦野丹沢スマートインターチェンジは令和3年度に供用開始、新東名高速道路は令和5年度の全線開通を目指して事業が進められています。</p> <p>高規格幹線道路が有する広域連携・交流機能を活用するため、秦野丹沢スマートインターチェンジと既成市街地を短絡し、アクセス性の向上を図る都市計画道路（仮称）戸川堀山下線については、令和4年秋の都市計画決定、令和5年度からの事業着手を目指して、現在、関係機関との調整を進めています。</p> <p>当該道路は構想段階ではあるものの、予定ルート上で、環境創出行為や建築計画など、新たな土地利用が発生した場合、今後の事業実施時には家屋移転等が必要となり、用地交渉の期間や事業費の増大など、事業の進捗に大きな影響が生じることから、道路の早期供用開始を実現させるには、新たな支障物件の発生を抑制する必要があります。</p>	
経過・検討結果	<p>平成28年4月 本市の交通マスタープランである「はだの交通計画」に（仮称）戸川堀山下線をスマートICと市街地を結ぶ構想路線として位置付ける。</p> <p>平成28年11月1日 第7回線引き見直し（神奈川県）が告示され、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に今後、都市計画を定めるべき構想路線として位置付けられる。</p> <p>令和元年5月28日 北公民館にて、北地区住民を対象に事業者説明会を開催。道路整備の構想について説明。</p> <p>令和2年10月～3年1月 北公民館、文化会館でオープンハウス形式の事業周知。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>※上記と並行して、関係機関協議（都市計画、県警、河川等）を実施中</p> </div>	
決定等を要する事項	<p>1 都市計画道路（仮称）戸川堀山下線のルート案を別紙図面のとおりに定めること。</p> <p>2 ルート上で環境創出行為や建築計画などが発生した場合、事業主と用地の先行取得について交渉を行うこと。</p> <p> なお、用地の先行取得にあたっては、土地開発基金や秦野市土地開発公社の活用を図り、事業主との交渉条件等を踏まえ、個別に判断（別途決裁）する。</p>	
今後の取扱い	<p>年末もしくは年明けに予定する都市計画道路の事業者説明会において、道路線形（ルート）を発表しますが、その説明会のなかで、土地所有者を対象に、今後、構想路線のルート上で、環境創出行為や建築を計画している場合は、市が先行取得の相談に乗る準備があることを周知します。</p>	

事業スケジュール(案)



標準幅員構成

3500		16000						3500	
2000	1500	1000	3000	3000	1000	1500	2000		
歩道	植樹帯	路肩	自転車通行帯	車道	自転車通行帯	路肩	植樹帯	歩道	
			500		500				



TP	1	Y	1.665	1.665	TP	2	Y	0.534	0.534		
KNo	1-1	1-2	Lc	95.419	Lc	2-1	2-2	Lc	23.733		
IA	48.29	36.616	CL	175.419	CL	7-18	29.904	CL	103.822		
R	160.000	160.000	Tc	92.241	92.241	R	500.000	500.000	Tc	51.962	51.962
L	40.000	40.000	S	39.972	39.972	L	40.045	40.045	S	40.042	40.042
ΔR	0.416	0.416	W	72.251	72.251	ΔR	0.134	0.134	W	31.940	31.940
XM	19.990	19.990	A	80.000	80.000	XM	20.021	20.021	A	141.500	141.500
X	39.938	39.938	SL	15.937		X	40.038	40.038	SL	1.152	

TP	3	TP	4	Y	1.665	1.665	TP	5		
IA	15.48	11.048	KNo	4-1	4-2	Lc	45.085	IA	61.42	23.532
R	700.000		IA	30.28	08.031	CL	125.085	R	65.000	
TL	97.152		R	160.000	160.000	Tc	63.677	TL	38.830	
SL	6.710		L	40.000	40.000	S	39.972	SL	10.715	
CL	193.071		ΔR	0.416	0.416	W	43.888	CL	70.024	
			XM	19.990	19.990	A	80.000			
			X	39.938	39.938	SL	6.259			

政策会議付議事案書 (令和3年11月15日)

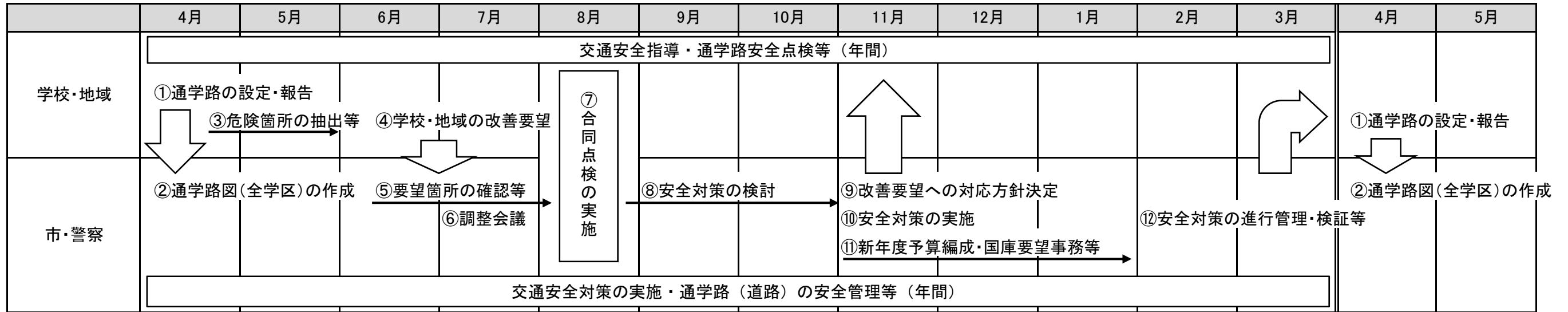
提案課名 学校教育課 地域安全課 建設総務課 建設管理課
 報告者名 久保田 貴 影山 洋一 齋藤 雄一 澁谷 治

事案名	通学路の安全対策について		資料 有 無
目的・必要性	通学路の安全対策を着実に、かつ計画的に推進するため、「施設整備の優先度等を整理するための対応基準」を定め、「予算編成や国庫要望等に反映するための仕組み」を導入するとともに、既存の「通学路交通安全プログラム」を改定し、本市独自の安全対策を推進するものです。		
経過・検討結果	平成26年8月 令和3年6月～ 〃 〃 7月 〃 8月 〃 〃 10月 〃 11月	全国の通学路で交通事故が頻発していることを受けて、通学路の安全確保に向けた「秦野市通学路交通安全プログラム」を策定 千葉県八街市で下校中の児童5名が死傷する交通事故が発生 関係部と秦野警察署が連携して改善要望対応状況や通学路の交通事故発生状況等を調査するとともに、対策を推進 小中学校から改善要望126件(令和2年度は76件)が提出される。 市長ヒアリングで教育部が「通学路の安全対策」を重要施策として報告し、市長から「対策を計画的に進めるため、予算を一定枠確保するなどの仕組みづくりを検討」するよう指示 臨時部長会議で地域安全課、建設総務課、建設管理課及び学校教育課が、「通学路の安全対策に係る市長からの指示事項及び今後の進め方について」報告 学校から提出された通学路の改善要望箇所について、改善要望提出校、秦野警察署及び庁内関係課が合同点検を実施し、安全対策について協議・検討 11月定例教育委員会会議で「通学路交通安全プログラムの改定について」を協議(12日)	
決定等を要する事	通学路の安全対策に係る次の事項について、別添資料のとおり決定すること。 1 施設整備の優先度等を整理するための対応基準の決定 2 予算編成や国庫要望等に反映するための仕組みづくりの導入 また、これらの政策決定に基づき、教育委員会が「通学路交通安全プログラム」を改定すること。		
今後の取扱い	令和3年11月 〃 12月 〃	決定事項を反映した新年度予算編成や国庫要望作業等 12月定例教育委員会会議において「通学路交通安全プログラムの改定について」を審議[議決](17日) 「通学路交通安全プログラムの改定について」市議会等に情報提供するとともにホームページ等で公表	

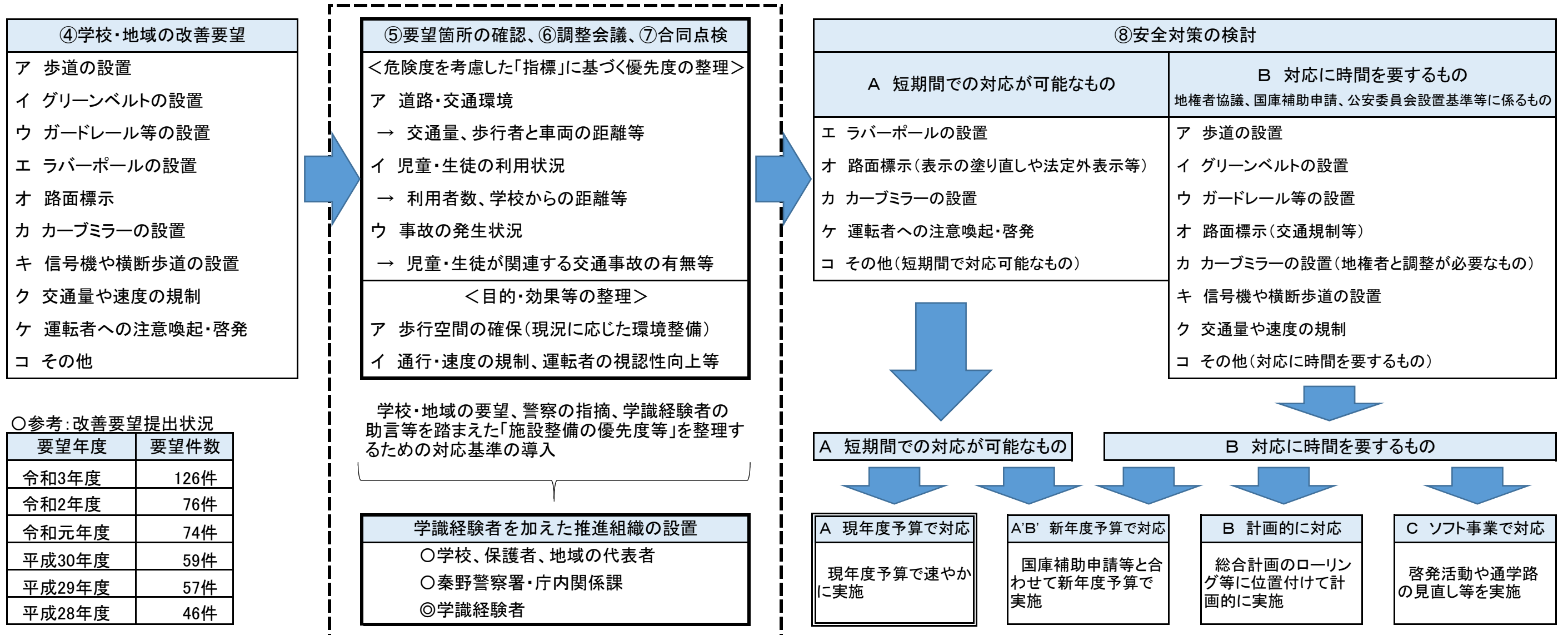
通学路の安全対策について

令和3年11月15日 くらし安心部・建設部・教育部

1 安全対策の取組み



2 安全対策を着実かつ計画的に推進するための新たな仕組みの導入（施設整備の優先度等を整理するための対応基準の導入）



3 予算編成や国庫要望等に反映するための仕組み

学校・地域からの改善要望、警察からの指摘等		着実かつ計画的な実施のための予算対応等		予算事業名の統一による安全対策の一体的推進
短期間で対応するもの	ラバーポール、路面標示、カーブミラー、注意喚起・啓発看板の設置等	A	通学路安全対策事業として毎年度、一定の予算を確保する(枠配分とする)ことで、年度内に実施	各部が所管する通学路の安全対策は、予算事業名を「通学路安全対策事業費(仮)」に統一して全体像を明らかにするとともに、国庫補助対象事業ごとに整理・分類することで、事業の進行管理や財源確保に資するものとする。
対応に時間を要するもの	歩道の設置・拡幅、グリーンベルト・ガードレールの設置等	A'B'	国庫補助対象事業等は申請事務と合わせて新年度予算に計上し実施	
		B	大規模工事等は総合計画のローリング等に位置付け、財源の裏付けを持った事業として計画的に実施	
その他、安全教育や啓発活動等による対応		C	児童・生徒等への安全教育、啓発活動、通学路の見直し等を実施	02 総務費(くらし安心部)・・・看板設置、路面表示等 07 土木費(建設部)・・・歩道設置、グリーンベルト等 09 教育費(教育部)・・・スクールガードリーダー、推進会議等

【参考】令和4年度当初予算への計上を検討している各課の事業(新規事業案を含む。)

通学路安全対策事業費(仮)	部署	区分	事業内容	件数
通学路安全対策事業費(仮)	建設部	A A'	短期間で対応が可能なもの ラバーポール設置、路面標示(スクールゾーン、ドット線、速度抑制)、白線等塗り直し、修繕(側溝蓋交換、集水柵清掃、階段すべり止め等)【建設管理課】	37件
		B	対応に時間を要するもの ・グリーンベルトの設置(一部舗装打換えを含む。)・塗り直し【建設管理課】 ・道路拡幅+グリーンベルト設置【道路整備課】	13件
	くらし安心部	A A'	短期間で対応が可能なもの ・啓発看板の設置、路面表示シールの貼付(新規)【地域安全課】 ・危険ブロック塀の撤去・改修補助【防災課】※調整中(右の予算額には含まない。)	86件
	教育部	C	ソフト事業 スクールガードリーダーの派遣、推進会議の設置(新規)、ボランティア登録制度(新規)	一式

4 通学路交通安全プログラムの改定(令和3年度改定予定)

通学路交通安全プログラム(平成28年策定)	通学路交通安全プログラム(令和3年改定)
平成24年に全国の通学路で交通事故が頻発したことを受け、国の方針等を踏まえた合同点検を実施するとともに、点検等の継続的な実施のため平成28年にプログラムを策定	令和3年6月の千葉県八街市での交通事故を受け、新たな視点を加えて検討した「通学路の安全対策(施設整備等の対応基準の導入、予算編成や国庫要望に反映するための仕組みづくり等)」の政策決定事項等を反映したプログラムの改定
1 目的 2 通学路の安全確保の推進体制(警察及び市の担当各課) 3 方針(基本的な考え方、合同点検の実施時期等、合同点検の体制、対策の検討・実施、対策実施後の対応)	1 通学路の安全確保に関する基本的な考え方 2 通学路の安全対策(通学路の設定方針、安全点検の実施、環境整備の推進、安全教育の充実、地域・ボランティアとの連携) 3 通学路の安全対策の推進体制(学校・保護者・地域の代表、学識経験者等)

5 推進体制の整備(令和4年度設置予定)

学識経験者を加えた推進組織の設置	推進組織の所掌事務	推進組織の主な取組み		
○学校、保護者、地域の代表者 ○秦野警察署・庁内関係課 ◎学識経験者	指標の設定・評価 安全対策の立案・決定 安全対策の進行管理・評価	7月ごろ	10月ごろ	2月ごろ
		① 通学路の検証等 合同点検の調整	② 優先度等の評価 対策の方針決定	③ 対策の進行管理 対策の検証評価

※学識経験者も加えた専門性・客観性を有する組織を検討